

医 第1505-3号
生 第1306-2号
平成22年7月 1日

兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課長

無資格者によるあん摩、マッサージ及び指圧等の行為について

平素より公衆衛生の推進に関しまして、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、あん摩、マッサージ及び指圧等の行為（以下「マッサージ等」という。）につきましては、「医師以外の者でマッサージ等を業としようとする者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を受けなければならない」（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条）旨規定されており、また、同法第13条の7により第1条に違反する行為は処罰の対象となることから、本県におきましてもマッサージ等を無資格者によって行われることのないよう指導を重ねてきたところです。

しかし、未だ一部の施設等において施術所の開設届を提出せず施術場所を設けてマッサージ等を行っていたり、無資格者によるマッサージ等が行われていることが散見されます。

つきましては、施設内においてマッサージ等を行う場合、下記事項に留意されますよう、貴組合員等に対しまして、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(留意事項)

1 施術所の届出

施設内において施術場所を設けてマッサージ等を行う場合は、専用の施術室、待合室、消毒設備等を有し、開設の場所、従事する施術者(有資格者)氏名等を、兵庫県知事（保健所を設置する市にあっては市長）に届け出る必要があります。

2 有資格者の確認

無資格者がマッサージ等を業とすることは違法行為であることから、必ず、有資格者（あん摩師、マッサージ師または指圧師等）であることの確認をお願いします。

3 広告

無資格者がマッサージ等を業として行っている施設において「マッサージ」と広告することについては、適法なマッサージ等が行われていると一般の方が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであることから、広告を行わないよう指導しておりますのでご注意ください。

(参考)

兵庫県ホームページ：無資格者によるあん摩マッサージ指圧等について

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw11/hw11_000000022.html

(本通知に関する問い合わせ先)

650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局医務課医務係

担当 東山

電話 078-341-7711(内線3226)

FAX 078-362-4267

(兵庫県ホームページ掲載)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧等について

【 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 】

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければなりません。この規定に違反した者に対しては罰則規定があります。(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)第1条、第13条の7)

【 柔道整復師 】

医師である場合を除き、柔道整復師(免許を受けて柔道整復を業とする者)でなければ、業として柔道整復を行ってはなりません。この規定に違反した者に対しては罰則規定があります。(柔道整復師法第15条、第29条)

【 施術所の届出 】

これらの施術所を開設した者は、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名等を、兵庫県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)に届け出なければなりません。この規定に違反した者に対しては罰則規定があります。(あはき法第9条の2、第13条の8又は柔道整復師法第19条、第30条)

【 広 告 】

あはき法第1条に基づく免許を受けず無資格で、あん摩、マッサージ又は指圧を業として行っている施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設において適法なあん摩マッサージ指圧が行われていると一般の方が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものである(厚生労働省の見解)、兵庫県ではこのような広告を行わないよう指導しています。

【 資格の確認 】

施術を受けられる際には、無資格者による施術が人の健康に害を及ぼすおそれがあることを理解され、施術者が有資格者であることをご確認下さい。

お問い合わせ先

- ・ 施術所の所在地を管轄する県健康福祉事務所
- ・ 県医務課(保健所を設置する市にあっては、市保健所)